

松こ福第487号
令和7年12月10日

指定児童発達支援事業所の長
共生型児童発達支援事業所の長
基準該当児童発達支援事業所の長
指定放課後等デイサービス事業所の長様
共生型放課後等デイサービス事業所の長
基準該当放課後等デイサービス事業所の長
指定保育所等訪問支援事業所の長
(松本市に所在地のある事業所に限る)

松本市こども若者部こども福祉課長

自己評価結果等の公表にかかる届出について（通知）

標記の件につきまして、「指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援」を実施している事業所、「指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス」を実施している事業所及び「指定保育所等訪問支援」を実施している事業所（以下「該当事業所」という。）は、自己評価及び質の改善（以下、「自己評価結果等」という。）を行い、おおむね1年に1回以上結果を公表することが義務付けられています。自己評価結果等の公表及びその届出を行っていない事業所には、自己評価結果等未公表減算が適用されます。

つきましては、下記のとおり自己評価結果等の公表にかかる届出をしてください。

なお、自己評価結果等の公表方法及び自己評価結果等未公表減算の内容等については、令和6年8月5日付け松こ福第308号「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価及び自己評価結果等の公表について（通知）」（市ホームページに掲載があります。）等を参照してください。

記

1 届出について

(1) 松本市への届出が必要となる事業所

松本市内に所在地のある該当事業所（長野県、長野市等が事業所指定を行った事業所は、それぞれ事業所指定を行った機関へ届出をしてください。）

(2) 届出書類

別添「自己評価結果等の公表にかかる届出書」1部

多機能型事業所は、提供しているそれぞれのサービスについて届出書を提出（各1部提出）してください。

届出書様式については市ホームページにも掲載しています。

(3) 届出先

〒390-8620 松本市丸の内3番7号
松本市 こども若者部 こども福祉課（東庁舎1階）

(4) 届出期限

令和8年4月10日（金）

ただし、令和7年5月1日以降に新規指定を受けた事業所（令和7年5月1日に指定を受けた事業所を含みます。）については、上記届出期限に関わらず、新規指定の日から1年以内に自己評価結果等の公表及び市への届出を行ってください。

2 留意事項

- (1) 令和7年度に実施をした自己評価結果等の公表について届出をしてください。
今後実施をする場合には、公表を行った後に届出をしてください。
なお、自己評価及び質の改善の実施と、それにかかる公表が年度をまたぐ場合には、公表日が属する年度を基準としてください。
(例) 令和7年2月～3月に自己評価及び質の改善を実施し、令和7年4月に公表を行った事業所⇒令和7年度分としては、令和7年4月に行った公表について届出をしてください。
- (2) 事業を休止している事業所については、事業再開後1年以内に自己評価結果等の公表及び市への届出を行ってください。
- (3) 今年度すでに「自己評価結果等の公表にかかる届出書」の提出をしている事業所については、再度の提出は不要です。
- (4) 関係する通知及び「自己評価結果等の公表にかかる届出書」等については市ホームページにも掲載しています。

市トップページ → 健康・福祉 → 福祉・介護 → 障がい者 → (基本情報) 自己評価結果等の公表にかかる届出 内
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/226/1892.html>

松本市 こども若者部 こども福祉課 相談支援担当
課長 三代澤 昌秀
電話 0263-33-4767(直)
FAX 0263-36-9119
Eメール kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp